

昭和三十八年度において十二校、昭和三十九年度において五校を創設することとし、さらに農業近代化のため農学部の体質改善を進め、また、公立大学に対しましては、理工系学部学科整備のため補助金を新規計上し、その教育の振興をはかることとしたのであります。また、学術研究につきましては、原子力、基礎電子工学、防災科学、宇宙科学等に関する教育及び基礎的研究を促進するため、講座及び研究部門の増設を行ない、さらに数理解析研究所、原子炉実験所及び内分泌研究所を創設することといたしましたほか、国際的な学術研究の協力体制を推進するため、南極地域観測再開準備並びに日本科学協力研究事業に必要な経費を計上したのであります。以上のほか、国立文教施設整備費の大幅増額を行ない、所要額百八十七億円余を計上し、また、教育研究の充実向上をはかるため、国立学校における基準的諸経費並びに科学研究費交付金等の増額を行なっております。なお、消費者物価の動向、公私立学校における授業料等の額を考慮し、昭和三十八年度国立学校の入学者から授業料、入学金等の額を引き上げることといたしております。

学金返還業務を推進することに、合計八十億円余を計上いたしております。次に、要保護、準要保護児童・生徒対策、僻地教育、特殊教育等、恵まれない事情にある児童・生徒に対する援助並びに教育につきましては、教育の機会均等の趣旨にのっとり、從来から特に留意して参つたのであります。が、明年度におきましては、一段とこれが充実をはかることといたしております。すなわち、要保護、準要保護児童対策につきましては、準要保護児童、生徒の対象比率の引き上げをばかり、僻地教育の振興につきましては、新たに飲料水給水設備について補助を行なうこととし、また、特殊教育については、養護学校及び特殊学級の普及並びに就学奨励費の拡充について、所要経費を増額計上いたしております。

第四は、勤労育少年教育、社会教育及び体育の振興普及であります。国家社会の発展は健全な青少年の育成に待つところ多大であり、働きつゝ学ぶ青少年の教育問題は、学校教育及び社会教育の両面にわたつて深く考慮を払るべきところであります。明年度予算案におきましては、定時制高等学校の設備の整備、定時制及び通信教育手当の支給等に必要な経費を計上いたしますとともに、新たに一定範囲の通信教育受講生徒に対しましては教科書及び学習書を無償貸与することといたしましたほか、夜間定時制高等学校につきましては、夜食費補助金を増額計上するとともに、新たに運動場照明施設整備に補助を行なうことといたしました。

また、社会教育の面につきましては、青年学級、社会通信教育等の充実振興に要する経費を計上いたしております。

す。次に、社会教育は、国民の教養の向上に大きな役割を果たすものであり、その普及振興は、学校教育の充実とともに、きわめて重要なものであります。このため成人教育及び婦人教育の振興、社会教育関係団体の助成等につきまして所要経費を計上いたしましたが、国立青年の家の増設、公民館、図書館等の施設設備の整備について、所要経費を増額計上いたしておりました。次に、体育は、国民の健康を維持増進し、その生活を明るくする上に重要な意義を持つものであります。オリンピック東京大会を明年に控え、その意義を高めるためにも、これが普及及振興に努めることは、きわめて重要であります。ます、オリンピック東京大会の準備につきましては、必要な施設の建設、整備等に一段と力を注ぐことといたしました。すなわち、国立競技場の改修、朝霞射撃場の整備、戸田漕艇場の改修、屋内総合競技場の建設、並びにオリンピック組織委員会の運営、競技技術の向上等のため関係予算の大額な増額を行なつております。また、国民一般に対する体育の普及奨励をはかるため、体育館、プール等の体育施設の整備並びにスポーツ活動の指導者養成等に必要な経費の増額計上をはかつたのであります。

いたは、あらためて申すまでもないところであります。明年度予算案におきましては、合計三十六億三千万円余を計上いたしております。そのおもなものとしては、私立学校振興会に対して、さらに十二億円を出資いたしますとともに、財政投融資から二十億円の融資を受けることといたしましたほか、私立大学等理科特別助成費に十四億九千万円余、私立大学研究設備助成費に八億二千万円余を計上し、科学技術教育振興の趣旨にも沿うこととしたのであります。次に、文化財保存事業につきましては、保存修理及び防災施設の整備に努めるとともに、日本歴史上貴重な遺跡である平城宮跡の一部買い上げ、文楽の保護等、無形文化財の交流、活用、国立劇場の建設の促進等特に特に配意いたしております。以上のはか、教育研究団体の助成、国際文化の交流、ユネスコ事業等について、それぞれ所要経費を計上いたしたのであります。なお、沖縄教育協力援助費につきましては、本年度から総理府所管として計上いたしております。

ております。〇・四%の増でござりますが、金額いたしましては約六百二億円の増でございます。それから文部省予算の前年度に対する伸び率は二・一%でござります。一般会計総予算の前年度に対する伸び率が一七・四%でございますから、これを約四%近く上回つておるわけでござります。これに対応する昨年度の数字でございますが、昨年度は、一般会計総予算が二四・三%増加いたしましたのに対しまして、文部省予算は一九・八%増加しておるのであります。以下、各事項について御説明を申し上げたいと願います。

引き下げるにいたしております。それから定数につきましては、標準法が定めますとおりの定数を完全に充足する、こういう建前をとつております。そのほか、小規模学校に対するいわば級外教員の配当基準でござりますが、従来は三校に一人でございましたが、級外教員の定数を、二校に一人といふことにいたしております。その他特殊学級の増設、充て指導主事の増員を見込みまして、全体で約一万六千人の増を見込んでいるわけでございます。したがいまして、最初に申し上げました二万一千人の減と差引いたしますと、約五千人の定数の減ということに相なわけでござります。ただ、五千人のこの定数の減の中の二千人は、これはかねて標準定数を上回っておった分でございます。したがいまして、実質的な定数の減は約三千というところでございます。しかしながら、明年度は高等学校の大幅な拡充がございまして、中学校等の教員で高等学校の免許状を持つている者の高等学校への配置転換、その他例年行なわれております自然退職もあるわけでござりますから、教職員につきまして無理な整理が行なわれるとはないものと考えております。次は、給与費の内容でございますが、二ページでございます。給与費の内容といたしましては、昨年ございました人事院勧告の平年度化と、それから昇給の原資といたしまして百八十八億円余を計上いたしております。それから無級地及び一級地に対する暫定手当を、三ヵ年計画をもつて二級地並みに引き上げるという経費といたしまして約十六億円を計上いたしております。それから次は旅費でござります。それから次は旅費でござります。

が、一般県の単価四千八百円を六千円にいたしております。政令県の単価は四千円を四千八百円にいたしております。次は宿日直手当でございますが、宿直手当の二百十円を三百円にいたしております。日直手当は三百円のままです。次は宿日直手当でございますが、宿母の宿日直手当でございますが、従来はその扱いにつきまして多少統一を欠いたうらみがあつたわけでございますが、本年度からは宿日直手当を新規に計上いたしまして、その取り扱いを明確にいたしております。次に、教材費でございますが、これは最初に申し上げました児童・生徒の自然減を見込みまして、その上で一〇%の金額の増加をはかつております。この一〇%の金額の増加は、主として小規模学校、盲聾学校等の教材の充実に充てられる予定でございます。それから共済年金でござりますが、これは昨年十二月から発足いたしました共済組合に対する負担金の平年度化分を計上いたしております。

与しているわけでござりますが、国で給与することになりますと、業者の代金回収業務が軽減されるわけでござりますが、その分として四%を割り引いているわけでござります。

次は、市町村教育長給与費補助でござりますが、この立て方は從来と特に変わつておりませんが、明年度からは二万五千円以下の給与につきましては補助をしない、それから八万円以上の給与に対しましても補助しないという建前をとつております。

次は、教育研究団体に対する補助でござりますが、五千万円を計上いたしております。中央の教育研究団体に対するもの及び都道府県の教育研究団体に対する助成のための補助金、この二つが内容でござります。

それから次の公立高等学校普通課程の家庭科教育設備費補助につきましては、前年と同様でござります。

四ページに参りまして、道徳教育の充実強化でございますが、内容は備考にござりますよろ三本の柱でござります。金額的には、道徳教育資料の編集配布がほとんどになつておりますが、これは小・中学校の学級担任の教官等に対しまして、年一集、道徳教育のための資料を配布するといふための予算でございます。

次は、公立文教施設の整備費の補助でございますが、前年度に比べまして二十八億円余の増額になつております。差額額をごらんいただきますと、その三つ柱があるわけでございまして、学校統合に伴う校舎の整備で約八億五千八百万、危険校舎の改築で七億五千八百万、それから次のページに参りまして、高等学校の建物、これは工業

高等学校の一般校舎の建物でございま
すが、建物整備のために七億五千八百
万、増額の主たる部分はただいま申し
上げましたこの三つの事項でございま
す。その他につきましては、おおむね
従来どおりの考え方で予算の積算をい
たしておるのであります。ただいま申
し上げました三つの事項につきまして
は、それぞれ事業量の大幅な増をは
かつておるわけであります。が、その
他、特に注目すべき点といたしまして
は、五ページの備考の表にござります
ように、構造比率及び単価を是正をい
たしております。まず、単価につきま
しては、表でごらんのとおりでござい
ますが、鉄筋につきましては約九・
四%の引き上げになつております。鉄
骨につきましては八・一%、木造につ
きましては一六・三%の引き上げにな
つております。それから構造比率と
いたしましては、大きい点だけを申し
上げますと、中学校の屋体の鉄骨造が
七〇%から八〇%に、一〇%引き上げ
になつております。六ページに参りま
して、学校統合に伴う校舎の整備でござ
いますが、これは鉄筋造が五〇%から六〇%に
引き上げられております。
それから工業高等学校的校舎につきま
しては、鉄筋が六五%でござります
が、明年度からは、新設につきまして
は一〇%鉄筋という積算をいたしてお
ります。それから定期制の校舎の整備
につきましては、鉄筋二〇%を三五%
に引き上げております。

次は、産業教育関係の負担金、補助金でございますが、前年度に比べますと約十一億円余の増額になつております。その増額の主たる内容は、七ページのまん中あたりにござります工業高等学校的新設学科の施設設備費の増がその主たる内容でございます。その分といたしまして約十三億円近い予算が増額計上になつております。これは工業高等学校におきまして、三十六年、七年の学科新設の繰続分のほか、十八年度におきまして二百三十六学科の新設を行なうためのものであります。この予算によりまして、明年度は、全日制におきまして約三万八千人、定期制におきまして二千人、計約四万人の工業高等学校生徒の増舉が行なわれる事になります。それから産振の設備費につきましては、物価の上昇等にかんがみまして、単価を一〇%引き上げております。産振関係の施設費につきましては、先ほど公立文教施設整備のところで申し上げたと同様の単価の改定を行なつております。それから八ページに参りまして、上から四行目に実習船の建造費の補助がございますが、明年度は百五十トンの大型三隻、六十トンの中型一隻を計上いたしております。次は高等学校的農業教育の近代化促進の補助金でござりますが、従前の継続分のほか、体質改善及び從来の農業科の転換分といたしまして、それぞれ所要経費を計上いたしております。それから中学校の産業教育の設備の補助金でございますが、これは教育課程の改定に伴う技術家庭科の設備費でございます。これにつきましては三十五年度から三年計画でその設備を行なつてきたわけでございま

す。その計画は三十七年度をもつて終わったわけでございますが、明年度からはさらに第二次計画を始めるごとにいたしまして、二億一千万余を計上しております。

は、従来の考え方を踏襲いたしてあります。それから科学研究費でござりますが、これは前年度の大体一割増しになつております。

次は、國立学校の理工系の学科の新設等であります。が、学部の創設といったしまして、埼玉大学に工学部を新設いたすことにいたしております。それから学科の新設及び拡充改組といったましては、それぞれ備考にござりますよう内容の予算を計上いたしておりますが、本年度からは特に農学系学部の体質改善といたしまして農業工学科等の学科の扩充改組を行なうこととしたしております。これによりまして大學関係では千三百三十人の理工系学生が選舉になるわけでございます。

は、従来の考え方を踏襲いたしております。それから科学研究費でござりますが、これは前年度の大体一割増しになつております。それから民間學術研究団体の補助でございますが、これは前年に比べて一億五千二百万の増額になつておりますが、その増額の主たる部分は十一ペーページの備考にござりますように、日米科学協力研究事業費の補助一億五千万がございまして、日本学術振興会に交付されることがあります。次は、南極地域の観測再開準備費で

それから高等専門学校の関係といったましても、三十八年度十二校、入学定員千四百四十名の増募を行なうこといたしております。合計、国立学校におきましては二千七百七十人の理工系学生が三十八年度において増募されるわけであります。なお、ここに掲げております数字はいすれも国立学校の運営費でございまして、ほかに国立文教施設整備費として、それぞれこれらとの学科の新設、それから高等専門学校

は、従来の考え方を踏襲いたしてあります。それから科学研究費でございますが、これは前年度の大体一割増しになつております。それから民間学術研究団体の補助でございますが、これは前年に比べて一億五千二百万の増額になつておりますが、その増額の主たる部分は十一ページの備考でござります。ように、日米科学協力研究事業費の補助一億五千万が、そのほとんどでござります。これは日本科学合同委員会の勧告に基づく学術研究事業をやるために必要な補助金でございまして、日本学術振興会に交付され、そこでその事業の実施が行なわれることになつております。

次は、南極地域の観測再開準備費でございますが、これが五千万円計上になつております。実施に当たりましては、それぞれ実施に当たる各省庁に移しかえるよう予算総則に規定がござります。

それから国立学校の運営費でございますが、総額といたしまして九百一十円余が計上になつております。主たる内容といたしましては、備考でございますように、大学院の担当教官の待遇改善といたしまして一億六千二百万円余が計上されております。これは

大臣説明にもございましたように、従前、大学院の担当教官に対しましては、特殊勤務手当が日額制によつて支給されておつたわけであります。明年度からは、これを俸給の普通調整額といったしております。で、修士課程の担当教官

それから私立大学の研究設備の助成、それから十ページに参りますして、私立大学の理科特別助成につきまして

官は調整率一、博士課程の担当教官は調整率二であります。調整率の一は御承知のとおり四百でありますか

ら、博士課程が八%, メリット課程が四%調整額が支給されることになるわけがあります。なお、これまた御承知のとおり、調整額は期末手当でござりますが、実質的に大きな改善になつてゐるものと考えます。それから学生経費でございますが、学生当たり積算校費といなしまして前年度の二・%増を計上いたしました。それから十二ページへましておきます。それから十二ページへまして、教官当たり積算校費でござりますが、これは教官研究費でございまして、これは前年度の一・%増、百一億円を計上いたしております。それから設備費、當鑑費につきましては、それぞれ増額をはかつております。それからここに学部の創設その他が掲記してございますが、これは主として先ほど申し上げました理工系の学部、学科の新設等の再掲でございますが、人文系のものといたしましては、大阪外国语大学の朝鮮語学科であります。その他の農学部の体質改善といたしましては、獸医、畜産、酪農等の理工系以外の学部もこちらに含めて計上してござります。それから十三ページへ参りまして、大学院の拡充強化であります。これは横浜国立大学ほか六つの新制大学に対しまして、修士課程を新たに新設したということがその内容でございます。それから教員養成学部の整備は、これは教員養成学部の教官組織が充実しておりますので、これを充実するための経費であります。研究所はいずれも共同利用でござります。京都大学の原子炉実験所、数理解析研究所はいすれも共同利用でござります。

す。群馬大学の内分泌研究所は、これまでにございました研究施設を正規の附置研究所として切りかえるものでございます。

次は国立学校等の施設整備でござりますが、百八十七億円余を計上いたしておまりまして、前年度の四二%増であります。総体百八十七億円余でござりますが、そのうち科学技術教育関係が約八十九億円でございまして、そのほとんど半ばに近いものがこれに充当されるわけであります。それから特定財源の施設整備といたしましては、これは大阪大学の理学部を中之島から石橋地区に移転する予算その他をきめております。学生会館の整備費は二億円を三億円に増額計上いたしております。なお、先ほど申しましたように、この百八十七億円の中に高等専門学校の創設に伴う施設費等が含まれているわけであります。なお、三十九年度五校の高等専門学校の創設を予定しておりますが、その五校分につきましても、前向きで、この予算で建物を本年度中に整備することにいたしております。

在外研究員の派遣でございますが、これは前年度の約一割増しでござります。

十四ページへ参りまして育英事業でございますが、まず補助金につきましては、事務の機械化、返還事務の強化を趣旨といたしまして、その關係の経費を計上いたしております。次は事業費の貸付金でございますが、まず、一般奨学生につきましては、高等学校の月額千円の貸与金額を千五百円に引き上げております。大学につきましては、従来三千円と二千円の二口でございましたが、二千円口を学年進行で一

千五百円に引き上げております。それから十五ページへ参りまして、大学院の関係であります。修士課程、博士課程につきまして、従来二つまたは三つの単価があつたわけでございまが、これをそれぞれその最高額まで引き上げて統一するという措置を講じております。十六ページに参りまして特選奨学生であります。高等専門学校の特選奨、備考のカッコのところに一年一万五千八百人とございます。それからちょっと飛びまして、高等専門学校の特選奨のところで一年二百人とございます。あわせて一万四千人になるわけであります。従来の一萬二千人のワク数を二千人以上増加いたしまして、一五四千人いたしております。それから大學でございますが、備考に、カッコのところに一年一万一千人と書いてございますが、これは従来八千人であつたわけですがあります。三千八百人とございまして、従来の一萬二千人を新規につきましては、従来の七千五百円を新規につきましては、八千円にいたしております。それから自宅の四千五百円を新規につきましては、五千円にいたしております。

それから十九ページに参りまして、僻地教育の関係であります。前年に比べまして、二千八百万円余の増額であります。金額的な増の内訳は、僻地の教員住宅の建築補助がその大部分であります。備考にありますように、戸数を四百九十戸から五百八十八戸に増加いたしておりますが、そのほか建築単価を一二%引き上げております。新規といたしましては、飲料水の給水施設の設備の補助を計上いたしております。これは僻地におきまして、天水を利用している学校に対するその天水の濾過装置の補助でございます。それから特殊教育の振興関係といたしましては、養護学校、特殊学級の設備費の増額を行なつております。それから二十ページに参りまして、就学奨励関係といたしまして、約三千二百万円余の増額をはかつておりますが、新規といたしましては、幼稚部の交通費、寄宿舎居住費を計上いたしました。その他教科書費等につきまして、先ほど申し上げました準要保護の生徒対策費と同じように単価の改訂を行なつております。

それから学力調査につきましては、前年と同様の考え方でございます。

それから能力開発研究所の補助約三百万円が新規といたしまして計上されております。これは客観的な全国統一テストを行ないまして、大学入試の改善に資したいという趣旨でこの研究所が発足したわけでございますが、その研究所に対する問題作成、謝金、その他研究費の補助でございます。

それから労働青少年年教関係といたしましては、二十二ページに参りまして、定時制通信教育手当の補助金が約

二千六百九十万円増額はなべておりません。これは対象人員がふえましたことのほか、給与単価が増加しているための増額でございます。それから新規といいますと、通信教育生徒に対しまする教科書と学習書の給与費が計上されります。これは第三学年以上で一定年位以上履修した者に対して、この給与が行なわれることになつております。次は、夜間の定時制高等学校の運動施設の照明施設の補助でございます。四十五校分を新規に計上いたしております。次は、同じく夜間定時制高等学校の夜食費の補助であります。金額的には約一億円の増になつておりますが、考え方は従前と変わりません。これは普及の実績にかんがみまして、その実施率を高めるということに伴う増でございます。

それから青年学級等の充実振興であります。一千四百九十万円ふえております。青年学級につきましては学習費を約二百一十学級増加いたしております。それから二十四ページに参りまして、勤労青年学級運営費補助額八百五円、これは新規でございます。これにて、勤労青年学級運営費補助額八百五円、これは新規でございます。これにて、青年学級と異なりまして、十五才から十七才までの青少年に對して、青年学級以上に継続的な組織的な教育を導きたいと、婦人教育の振興關係で千百万円とえておりますが、このうち約七百五十五

円は、前年度の懸念でございまして、防衛庁に移しかえて実施することにいたしております。それから大会参加選手の練習場整備は、東大の教養学部の運動場その他参加選手の運動場として整備するための予算であります。日本青年館の改修は、これはプレス・センターとしての使用を予定されております。それから体育施設の整備といたしましては、一億二千七百万円余の増額になつておりますが、このうち一億二百円は水泳プールの整備費の補助でござります。前年度のちょうど倍額になつております。それから夜間の照明施設の補助につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。それから地方スポーツの振興関係もほぼ前年と同様の考え方で補助いたしております。三十分ページに参りまして、國体の補助であります。これが前年度の倍額の一千万円増ということになつております。

表に於する貯金が食費繰り入れとし
う形で支出されておると同様でござ
います。その他学校給食関係は施設、
設備の整備と、それから事務費関係に
かなりの増額を見込んでおります。
それから安全会の関係でござります
が、六千七百万円の増額でござります
が、この大部分は安全会の地方支部の
人件費の補助でありますて、従来は四
人について三分の一の補助でございま
したが、それを全額補助にしたとい
ふ点がその主たる内容でございます。そ
れから国立学校の交付金等が若干ふえ
ておりますが、これは掛金の増額に伴
う増であります。
三十二ページに参りまして、私立学
校関係でありますて、従前とはほぼ同様
の考え方で計上いたしておりますが、
明年度特に注目すべき点といたしまし
ては、私立学校振興会に財政投融資か
ら二十億円の融資を受けることについた
点がそこでござります。
次は国際文化の交流関係であります
が、考え方は従前とほとんど変わつて
おりません。学年進行に伴う留学生の
増がござります。それに伴う給与費の
増額等がその主たる内容であります。
それから最後に文化財保護関係であ
りますが、前年度に比べて約五億五千
万円の増でありますて、その主たる内
容は三十四ページにござりまする平城
宮跡の買上費の四億一千七百万円がそ
の増額の主たる内容であります。この
ほかに文楽協会に対する補助の千五百
万円、国宝重要文化財等買上費の二千
万円の増額がおもな増額の内容でござ
います。
以上、簡単でございますが、御説明
を終わります。

○千葉千代世君 今の説明について
ちょっと聞きたいのですが、
数字のこところだけです。十四ページで
すけれども、大学のところで三千円と
二千円の二口がございましたね。新規
に二千五百円というのは、三千円と二
千円の二口のほかに、新しく二千五百
円を入れる。そうすると、三通りにな
ると、こういわゆりですか。

○政府委員 安嶋弥君) そのとおりで
ござります。これは二千円口と申しま
すのは、実は一年生とそれから二年生
以上とがあるわけございます。
その一年生の一千円を二千五百円にす
るといふことでござります。したがい
まして、経過的には三千円と二千五百
円と二千円の三本になりますが、この
二千五百円の口が学年進行ですつと上
に上がつて参りますと……。

○千葉千代世君 そうすると、二千五
百円と三千円の二口になるということと
ございまして、三年後が何かになり
ます。

○政府委員(安嶋弥君) そらでござ
ります。

○千葉千代世君 それからもう一つお
それりますが、二十八ページでござ
いますけれども、戸田でございます
ね、これは建設省のほうでどのくらい
持つてあるか御存じでしょうか。全然
進行していないそうですけれども。
○政府委員(安嶋弥君) これは建設省
のほうでは建設費は持つておりませ
ん。文部省予算に全額計上いたしてお
ります。

○千葉千代世君 そうですか。公園の
整備か何か。だいぶもめておったので
はないですか。——それではけつこう
でございます。どうもすみません。

○千葉千代世君 今の説明について
ちょっと聞きたいのですが、
数字のところだけです。十四ページで
すけれども、大学のところで三千円と
二千円の二口がございましたね。新規
に二千五百円というのは、三千円と二
千円の二口のほかに、新しく二千五百
円を入れる。そうすると、三通りにな
ると、こういうわけですか。

速記手冊

○委員長(北畠教真君) これより質疑に入ります。質疑の通告がございます。これを許します。

○豊瀬禎一君 まず最初に調査局長にお尋ねしますが……。

○委員長(北畠教真君) ちょっとと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(北畠教真君) 速記を始め

料の中には不備なものもござります。したがって、そういうものについては再照会をいたしました。それと、そういうようなことに日数を要しまして、たまたま時期が予算期間と重なったので、それらについてできる限り御要求に沿えるような線に沿つて調査をしているわけでございます。そういうことで日数を要したわけでございますので、できる限りすみやかに提出をいたしたいと考えております。

○豊田君 今の答弁によると、三十六年度の分について研究団体の資料が、文部省に調整といふか、きちんと整理されていないということですね。少なくとも本委員会における審査の経過、あるいは答弁によりますと、研究団体に対しても、その研究の概要等を事前に調査し、実施した内容についてきちんと報告をして整理していくことになります。これが前局長の内藤君が本委員会で、主として愛媛県の問題を取り扱った際に答弁したところです。三十六年度中の予算ですから、極端なものは三十六年三月ごろ実施したところもあると思います。私から指摘するまでもなく、三十六年度の予算といふのは、大体三十六年度の年末度末に、あわててそれを支出していくということは、予算の効率からいっても好ましいことではないと思います。そういうのは、大体三十六年度の年次予算もあつております。それが四月以降も、今日に至るまで六百团体程度の資料が、事こまかなるものは別として、交付した金額、研究テーマ、構成員等の概要が提出できないということは、都道

府県からその報告がきていないといふに理解してよろしいのですか。
○政府委員(福田繁君) もちろん都道府県から報告が参りますのは、おくわる県もございますが、私どもいたしましては、この調整をいたしまして、その事業の結果については報告を詳細に取ることになつております。しかも大なものもござりますし、そういう関係から、これを整理いたしまして、このこちらのほうに提出するには相手なり時間をかけなきやなりませるので、そういった意味で整理をいたしましたと、その際にやはり不備なことがありますと、その際にやはり不備なことと發見をいたしましたいたして、再開会するとか、そういうふうなことをやつたわけでございます。そういうふうことで意外に日数を要しましたのでござります。

○ 説明員(今村武俊君) 出してあります。
○ 豊瀬植一君 それから三十七年八月月初等中等教育局名だったと記憶しておりますが、「教育研究団体体育成強」という資料がありますが、これがもとで文部省で出しましたか。
○ 豊瀬植一君 それから三十七年八月月初等中等教育局名だったと記憶しておりますが、「教育研究団体体育成強」という資料がありますが、これがもとで文部省で出しましたか。
○ 豊瀬植一君 内容を拝見なきやちよとわかりませんが、教研究団体の育成強化に関するPR資料を出したことがあります。
○ 豊瀬植一君 それからもう一つ、これはすでに同長の答弁済みですが、等学校生徒急増対策と高校全入運動の可否、これはすでに提出されたよう答弁されておりますが、以上の資料次期委員会に提出願いたいと思いますが、よろしくお願いします。
○ 政府委員(福田繁君) ただいま聞きましたところ、教育委員会に配付資料でございまして、もう余部がなっています。そこでございます。御了承願いたいと思います。
○ 豊瀬植一君 教育委員会といふは、都道府県教育委員会といふ意味ですか、地方教育委員会ですか。
○ 政府委員(福田繁君) これは都道県教育委員会に配付した資料でござります。
○ 豊瀬植一君 都道府県に何部配付ましたか。

全然ございませんものですから、それを意識して、無記名答案に対する特別な措置というようなことを初めから考えたことはございません。

○豊瀬禪一君 次に、佐賀県農業高等学校的学力テストが、新聞記事に報道されました。かなり多くの生徒が実施に加わらなかつたようですが、その結果について、文部省として調査をしたかどうか、したとすれば、それはいつころ調査を始めたか。何月何日ときちんと言わなくていいです。

○政府委員(天城貳君) 三十七年度の高等学校の一斉学力調査につきまして、実施後、各県から実施状況の報告を受けております。その中に、各県でいろいろその実施の状況が報告されておりますが、それに基づいて私どものほうで、特定の学校について特別の調査をいたしたことはございません。

○豊瀬禪一君 次官にお尋ねいたしましたが、文部省が支出する補助金が懲罰的意味を含んで運用されるということは好ましいことだとお考えですか。

○政府委員(田中啓一君) そもそも補助金といふものは、罰金とは違うのでござりますから、一体、懲罰の手段に使われるということは、あり得ないことで、もし使えば、それはもちろん不適当なことだと思います。

○豊瀬禪一君 たとえば、何々県は学力テストの実施成績が悪い、したがって、補助金は申請してきても、教育長が、文部省のお役人の皆さんにいじめられる、あるいは一度きめておつたものが出さないようにする、こういうことは望ましいことだとお考えですか。

○政府委員(田中啓一君) そういうことを、私は文部省はいたしておらぬと

承知をいたしておりますのではありません。どこまでも私は、研究そのものの、ぜひやつてもらいたいような方向にあるかどうか、こういうようなところにもつぱら主眼を置いて補助金は出しておるものと、かように考えております。

○豊瀬禪一君 それでは、学力テストを実施しなかつたから、すでに補助金を交付することを決定しておつたところに対し、補助金を交付しないという措置が、文部省で行なわれたことはないといふ御回答ですか。

○政府委員(田中啓一君) その点は、実は私も承知をいたしておりませんので、調べてみなければわかりませんが、また決定というものが、どのような段階の決定かも、私よくお話を意味がわかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味がわかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味が

わかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味が

わかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味が

わかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味が

わかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味が

わかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味が

わかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味が

わかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味が

わかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味が

わかりませんが、いずれにしましても、研究団体の性格でありますとか、あるいは研究テーマでありますとか、段階の決定かも、私よくお話を意味が

○豊瀬禪一君 一般的な問題として質問をしているのです。そういうことで一つの、個々の現象は御存しないのならば、答弁の必要はありません。

○豊瀬禪一君 次官に再度お尋ねいたしますが、一つ一つの、個々の現象は御存しないのは当然だと思います。だから、そういう

次官に再度お尋ねいたしますが、一つ一つの、個々の現象は御存しないのは当然だと思います。だから、そういう

組合員が多數脱退をしたための論功行賞として、その脱退者で構成されている諸団体に、その意味における奨励、報償として補助金が支給される、こういったことは文部省としてはあり得ない

ことである、このように再確認してよろしいですか。

○政府委員(田中啓一君) そのとおりでございます。

○豊瀬禪一君 それじゃ質問を続けます。先ほど局長が答弁しかかったよう

に、私はその一つの事例として、佐賀農高の畜舎の問題に関する経緯について質問したいと思っております。佐賀農高が、畜舎の建設に関して、文部省に対して補助金交付の要請を、調査書を出したのはいつころですか。

○政府委員(福田繁君) 時期は記憶いたしておりません。

○豊瀬禪一君 文部省が、大体補助金が出せるようだという内報をしたのが……。

○政府委員(福田繁君) 明確な時期を覚えておりませんけれども、大体、産業振興等につきましては、例年、大

体九月ごろ——八月ないし九月ごろまことに想像いたしましたが、佐賀農業高等学校の補助の問題であろうか

といふように想像いたしたのでござりますが、私も、佐賀農業高等学校の……。

○豊瀬禪一君 現在の事情は、報告を得ておりませんので調査いたさないとわかりません。

○政府委員(福田繁君) 工事に移つては、報告を得ておりませんので調査いたさないとわかりません。

○政府委員(福田繁君) なかなかたたずでございます。

○豊瀬禪一君 現在移つていますかと

○政府委員(福田繁君) えたいといふ県教育委員会の申請書の理由はどういふことですか。

○豊瀬禪一君 佐賀農高から神埼へ変えて、私の承知しておりますのは、佐賀

農業高校に一応申請をしたいというこ

とでございましたけれども、いろいろ

学校の事情等について、これは一応見送つて、ほかの学校にしたほうが今年

は工合がいいというお話をございまし

たので、そういう理由に基づいて私どもも変更については了承したわけござい

ます。予算の執行に入つていてるといふうな意見ございました。そういうよ

うなことに基づいて、私どももその対象にしてもらいたい、こういふ

○政府委員(福田繁君) 書面に何と書いてあつたか記憶いたしませんけれども、私が県の方から伺つた話では、今申したように、学校にいろいろ問題があり、今年度の補助金の交付については一応これは延ばして、そうして、他に非常に緊急な学校もあるので、これに對象にしてもらいたい、こういふことは県側から伺つておりません。まだ着手はしてないということございまして、その点、われわれとしてもことは慎重に考えて、再三県側に、この工事の執行にかかるているかどうか、あるいはその変更が非常に支障があるかどうかといふことについては十分慎重にやつてもらいたいということを申し上げたわけございます。

○豊瀬禪一君 なかなかこりっぱな掛け合はれたように答弁しておられますが、すでに正式に県議会において、着工しておつたことは本会議の席上で教育長も認めておるし、そのこ

とが新聞に載つたことはあなた方御承知なはずです。したがつて、十一月一日に着工を行ない、二十九日に正式に決定したのですが、十一月八日までの間に工事中止の措置があつておるようですが、その一週間の間に県の教育長は、文部省に対しては、着工をしておれども変更するということを話したところ言つているのですが、着工したという事實をあなたは全然御存じなかつた。それは間違いないですか。

○政府委員(福田繁君) 私は着工したといふように聞いておりませんでした。

○豊瀬禎一君 何と聞きましたか。

○政府委員(福田繁君) まだいろいろな準備はやつてあると考へておつたわけござりますけれども、工事に具体的に着手をしておるといふようには県側から報告を受けておりません。

○豊瀬禎一君 あなたが受けられないという意味で、職業課長ですか、直接担当の課長は受けておつたのじゃないですか。

○政府委員(福田繁君) 職業課長も同様でございます。したがつて、私どもとしては、その点は非常に慎重に考えまして、職業課長からも向うの担当官に、その点を慎重にいたして支障のないようにやつてもらいたいといふことは再三注意をいたしましたはざいります。

○豊瀬禎一君 それでは県教育委員会が外部——新聞、県議会等で、十一月一日に起工式を行なつて工事に着手したといふ旨は文部省にも報告しておるということは虚言である、こういう御答弁と解してよろしいですね。

○政府委員(福田繁君) 虚言であるといたことを言つておれば虚言でしょう。虚言などとは申しませんとおつしやるのですか。何言ですか、それでは失言ですか、言葉りじやなくして、うそでしよう。それはうそであると、うおつしゃつしているのでしょうか、どうですか。

○政府委員(福田繁君) 長がどういう工合に議会でお答えしたかわかりませんが、私どものほうと佐賀県の教育委員会との折衝の過程におきましては、そういうことはなかつたということを申し上げておるわけでございます。

○政府委員(福田繁君) 学校の内部にござつたのが起つた、これが一つ。それからもう一つは、緊急に畜舎を作る事態が生じた、これが主たる理由である。このように理解してよろしいですか。

○政府委員(福田繁君) 补助金の対象になる事業としては、各県で一つに限らざる、幾つも方法を持つわけござります。佐賀県の場合も、たまたま佐賀農業高校の近代化補助金といふことを希望しておりますけれども、他にもそういう学校で対象にしなきゃならないものが予算の関係でできなかつたわけがございます。したがつて、まあ佐賀県としてはいろんな事情から、Aの学校よりBの学校のことにはやつても、Aの学校のほうが今年は適当だといふことには、私どもとしては県の教

育委員会の方針を尊重してやるといふことでござります。

○豊瀬禎一君 他にも農業近代化資金というものは支出してあるわけでしょ。したがつて、佐賀県教育委員会の報告によれば、十月二十三日には内定が、通知があり、十月二十四日には佐農と決定、正式に文部省から通達があつた。したがつて、十月二十九日に農と稲富組と契約して工事にかかるとして、十一月一日に工事にかかりましたと、こう言つておる。これが他に緊急に、たとえば神崎に畜舎を設備する理由が生じた。だから何をわからぬけれども、県の事情があろうということで、確たる理由も聞かないままに変じた、これが主たる理由である。このように理解してよろしいですか。

○政府委員(福田繁君) 神農に新たに出す、こういふ措置をとつたのです。

○政府委員(福田繁君) 佐賀農業高校に、将来にわたつて補助金を出さないといふことではなくて、やはり産振の補助としては、補助の効果を高める意味においては、やはり学校が正常な運営が行なわれておるといふことが必要でござります。そういつた意味で、私どもとしては、できる限り学校側の受け入れ態勢が整つておるところにござります。したがつて、県が受け入れ態勢が整つておるところにいろいろの変更の生ずることは、これは佐賀県のみならず他の県でもあることになります。今の答弁ではそのとおりですが、たゞ自身の判断は後にまたお尋ねすると、して、着工しておるものを見直すにふうに理解してよろしいのですか。

○政府委員(福田繁君) 仮決定をいたしました後におきましたて、補助金を正式に決定して交付に至るまでの間にいろいろの問題が生ずることは、これは佐賀県のみならず他の県でもあることになります。たゞまた佐賀県の問題にござります。たまたま佐賀県の問題にござります。たゞまた佐賀県の問題にござります。

○政府委員(福田繁君) 私、先ほど申し上げましたのは、そういう事情を新聞等で拝見したわけでございまして、そういうこともあろうかとうふうに考えたわけでござります。

○豊瀬禎一君 そうすると、佐農の場合は県教育委員会が変えたいといふ理由があるわけですか。

○政府委員(福田繁君) 私、先ほど申し上げましたのは、そういう事情を新聞等で拝見したわけでございまして、そういうこともあろうかとうふうに考えたわけでござります。

○政府委員(福田繁君) 先ほど申し上げましたように、ことしは神崎農業でございましたが、神崎農業のほうにやらしたい、そのほうが適当だ、こういふような意見でございました。

○豊瀬禎一君 佐賀県議会において、十二月二十二日、米満議員の質問に答えて、これは速記録のそのままの抜粋ですが、西村教育委員長代理と原教育局長ですか、どちらも決定前に、文部省から工事中止の正式の意思があつたのは八日だといって、中止決定は二十

九日ですね、これまでに至るまでに文部省いろいろ事前に意見の交換を行なつたということを認めると同時に、堤教育次長は、「文部省に指定を取り消さないように再三陳情」したが、同省中等教育局職業課では、白紙答案問題を理由に、県教育委員会の願いを聞き入れなかつた。こういう新聞発表を教組立会いの上で行なうと同時に、このことに対する西村教育委員長代理は、その新聞発表は、間違いと申しておるのではないかと申す。経過的にはそんじうことがあつたでしょ。しかし、結果においては県教育委員会が自主的に決定をして文部省に申請の変更を行ないました。」こう言つてある。この堤教育次長が言つたこと、西村教育委員長代理が県議会で言つたこと、すなわち文部省の職業教育課長が、佐賀農業高等学校は学力テストで白紙を出したから、そういう不届きな学校には補助金を出せないから変更せよと強い要請があつた、そのためやむなく変更したと、こう言つておるのですが、事実は認めますか。

る當時その学校自体が新聞の種になつておりましたので、そういう問題を関連したかのように誤解を生じたということは、これは遺憾でござりますけれども、私はそういうことのないようにも、特に教育委員長にお会いしたときにも、教育長に最後にお会いしたときにもその点を注意をいたしまして、そないうこととのためにこれをやめたというような感じを持たれることは困る、したがつて、県側としては、今ほかの学校に变更して非常な支障は生じないかどうかということを念を抑しまして私は認めたわけでございます。したがつて、河上職業教育課長としても、それに対して県の教育次長でございましたか、当時一ぺん上つてきましたという次長に対しまして、その点を念を押してお答えを申し上げたはずでござります。

育委員会は自主的に決定しましたと、においては正しい。しかし理由はです。よ、県教育委員会が議会で答えたのは、学力テストをやらなかつたら、そんな学校は変えましたと言つておる。あなたが、全く県教育委員会の変更の理由を、うそを言つてゐるのぢやありませんか。あなたのほうには、県教育委員会から変更の理由がわざわざ上つてきたんですから、その際に何かとお尋ねになつた、大体お尋ねになつたのでなくして、学力テストを実施しなかつたから取り上げるぞとおつしやつたのですけれども、あなたそうおつしやらないなら、それでもかまいません。県教育委員会としては、変更の理由を明らかに学力テスト不実施としておる、これあなたが今日まで御存じなかつた、こういう答弁ですか。

は、文部省の河上職業課長が議会で答弁したの問題を理由に県教委の指定を取り消させるように再三陳情したけれども、これを聞き入れなかつた。これは経過として正しいことであるが、最終的には教育委員会がきめたのです。これが議会における答弁ですが、そういうことは一切、職業課長も行なつてない、こういう答弁ですね。校長は職員会議において、十一月の何日でしたか、全体に対して、県教育委も学力テスト不実施で補助金を変更されるのは好ましくないという考え方で文部省に非常に努力をしてくれました。しかし、河上なる職業課長が非常に強硬に変更を要求して、うちの学校では取りやめになりました。皆さん、今後こういうことをあるから、生徒の指導については十分警戒して下さい。これは校長もはつきりと職員会議に、堀次長の話を聞いて報告いたしましたと、こう言うのです。あなたたは県議会における森教育長、西村教育委員長の答弁の内容も、それから当該学校の校長が職員会議に正式に報告した事項もすべてうそである、こう断言できますか。文部省が計画変更を強制したという点について、すべてうそである、校長の報告も県議会における答弁も虚言である、このように断言できますか。

○豊瀬楨一君 言つたはずはないといふう想像ですね。私が質問していくのは、あなたに明確に答えてもらいたいのは、何度も言つようように、十二月の県議会の速記録によるところの、特に西村教育委員長の答弁、あるいは森教育長の答弁の中で、文部省が学力テスト不実施を理由に補助金の変更を強く求めたということは虚言である、虚言でない、どちらですか。

○政府委員(福田繁君) 私申し上げているのは、当時、河上課長から報告を開き、当時の折衝の話を聞いたのでございますが、その際に、そういう指導を河上課長がしたということは私は報告を受けておりません。したがって、ないと思っております。それどころか、むしろ県側から、今年は延ばすべきれども、来年はぜひ考えてもらいたいというよろんな話がありました際には、それは十分ひとつ考慮しようといふような話すらしたということを私は聞いております。そういう意味で、その学力テスト調査云々の問題は、河上課長の補助金交付の問題とは私は関係ないと考えております。

○豊瀬楨一君 議会でうそを言つちゃいかぬですよ、私の個人的な話じやないから。県教育委員会は、学力テストを実施しなかつたから、県教育委員会の、最終的には自主的な責任において変更しましたと言つているんですよ、あなたが学力テストと関係ない、いうことで、勝手なうそを言つたつて、当該所管の県教育委員会が学力テストが理由だと、こういっているのですから、その理由まであなたがねじ曲

げて答弁することはないでしょう。そ

○政府委員(福田繁君) 県側がどういふことだけ取り消しなさい。
う答弁をなさつたか、それは私は知りませんが、先ほど申し上げましたように、県側から私のほうに話のありましたのは、県側の方針として、本年度見送つて、ほかの学校に変えたい、こういうことでございましたが、その学校も当然補助の対象になり得べき学校でございます。したがつて、必要性のあるところでございますので、私としてはその変更を了承したということをございます。

○豊瀬禎一君 そらすると、また先ほどの答弁と違つてくるのじゃないですか。学校運営が正常に運営されていいといふあなたの答弁の内容は、学力テストでごたごたしたといふことじやないですか。

○政府委員(福田繁君) 先ほど申し上げましたように、その点については私も当時新聞等で拝見しておりますので、そういうこともあらうかといふようには考えたわけでござります。県側からそれを明確に私どものほうに申し出たということはございません。

○豊瀬禎一君 そうすると、あなたの判断の中には、たたかれていた学力テスト不実施という事態は、学校が正常に運営されていないのだという判断になる、その判断は、やがて官側のほうが変更するといふ理由を正當化する判断と変わつていった、このように理解してよろしいですか。

○政府委員(福田繁君) 学校側において受け入れるについて、いろいろ問題があれば、それは見送るのもやむを得ない

○豊瀬猿一君 田中次官にお尋ねしま
すがね、学力テストを生徒が拒否し
た、だから農業近代化資金の高校補助
を行なわない、変更する、こういうこ
とは補助金の性格から考えて望ましい
ことでしょうか、それとも望ましくな
いことでしょうか。

○政府委員(田中啓一君) 私はそういう
ことは、学校の運営が正常でないと
いうのが理由と実は思うのであります
。しかし、何分にも文部省は多數の
補助対象を持つてそれを決定していか
なければならないのです。した
がつて、まあ私の見ておるところで
は、小学校、中学校、高等学校の施設
に対する補助というような問題は大体
県の申請に基づいてやつておる。まず
適当であろうと判断ができるれば、それ
に基づいてやるということをございま
すから、県の判断には今学力調査の
問題もございましだらうと、これは
私が想像するのでございますが、また
だれでも想像するであろうと思います
が、しかし、補助の対象を一応仮決定
をしておつたのを、その県の意思に基
づいてより適切なところへ補助金を回
したい、こういうことにしたのを、そ
の県の意に基づいて文部省も変更し
た、こういう私はことであるかと判断
をするのであります。したがつて、あ
なたのおっしゃるよのうなものの考え方
でやつておるのはございませんか
話で、私どもは今のように考えてやる
には直接あてはまらないであります。
し、今後もそのつもりでおります。

○農業省一君 もともとあってはまつておるのですけれども、お答えがあてはまつておらないのが遺憾ですが、昭和三十七年十二月定例県議会議録、この質問に答えて、そういう白紙を出された学校は、これはあと回しにすべきでありますと、森教育長は米澤議員の議会で、だから変更の理由に明々白々、学力テストで白紙を出すような学校はあと回しにすべきである。この県議会の本会議における教育長の明確な答弁が、あなた方の勝手な恣意でねじ曲げられてはたいへんですよ。このことは県議会の議事録として明確に認めて答弁してもらわなければいけません。ただし、このことすらも否定しようとするとなら別な話ですが、県議会で森教育長からそれを言ったのだと。そういう農業近代化資金を、ここで演説しようと思いませんが、たとえば学力が低いとか、あるいは文部省自体の考え方方に立って、あの学校は好ましくないという校風、教育方針があろうとも農業高等学校に対する近代化の資金を補助して学校の設備施設を充実していく、そのことによって教育効果が向上していく、これが文部省の考え方であるべきで、教育基本法十条に言うところの教育行政は教育諸条件整備に努めるのが本務である。それが務めのはずですよ。明らかに原教委は白紙提出に対し懲罰として予定変更をいたしましたと、こう答えている。このことを県教委が言つたか言わないかとい

う水かけ論や、新聞を見ましたか見ますせんかといふこと、あるいは本会議の速記録を見ましたか見ませんか、見て工までしておるものを変えようと/orする文部省が、その県教委の考え方——本会議で答弁した考え方を全然知らないでありますよ、話としてはあはうな話じやないですか。それほど文部省といふのは都道府県教育委員会の申請あるいは予備費支出について無責任、無定見なやり方をしておると、こういふ判断をされるを得ぬですよ。角度を変えて、次官にお尋ねしますが、今私が速記録をそのまま読みます。速記録どおりであります、「そういう白紙を出すような学校は、これはあと回しにすべきであるといふ(そらだ)と呼ぶ者あり」考え方方に立ちまして、佐賀農業高等学校に予定立てるとしておりました分を「ただいま神埼の農業高等学校にこれを施設、設備いたしたいといふ考え方方に立ちまして由請をいたしておるところございます。」この県教委の森教育長が県教委の方針として議会の本会議で答弁をしました。学力テスト白紙提出の懲罰として費の、すでに着工の変更という事態をどういう判断を下しますか。御答弁を願います。

の答弁であります。私も知らなんだで、あらうと思います。それから結局、県教育委員長代理なり、あるいは教育長は県議会で説明をしたということであらうと思うのですが、そのようないい説明も文部省はもちろん変更であります。それは承知はしておらなかつたと思うのであります。で、どこまでも県教委の申請変更の動機、理由といふものは、あるいはそういうことであつたかもしませんが、これまで文部省は、仮決まり私はあくまでも県の教育委員会の申請変更に基づいて変更を認め定後、申請変更に基づいて決定をするた事実は一般的にあると初中局長は説明をしておるわけでございまして、やはり私はあくまでも県の教育委員会の申請といふものに基づいて決定をするといふ根本的態度を変えなんどまでのことだ、私はまず申請の理由にしても、どの学校を優先して、どうせ学校ではいろいろ寄宿舎も補助金で建つといふことになれば、やりたいにきまつておることでありますし、その他の補助についても同じであらうと私は思うのであります。予算は限られた予算といふことで、その取捨選択といふのを一応県にまかせてやつていくといふ態度は将来も、どうもそれぞれほかにたくさんあつて仕方がないので、ますます一般的に認められる申請の事情、理由といふようなものであれば、それに基づいてやつしていくことに私どもはなるかと思います。まあいろいろその際に注意したことなども、初中局长や職業教育課長はあるように、今問答のうちで私も承知をいたしましたが、実際そのようなものであらうと、

○政府委員(福田繁君)　学校側において受け入れるについて、いろいろ問題があれば、それは見送るものやを得ない

うけれども、もともとあてはまらない話で、私どもは今のようになさってやるし、今後もそのつもりでおります。

出に対して懲罰として予定変更をいたしましたと、こう答えてる。このことを県教委が言つたか言わないとい

願います。

長や職業教育課長はあるよう、今問
答のうちで私も承知をいたしました
が、実際そのようなものであろうと、

私としては一々判を押しておりませんので、一々のケースで命を押したことありませんが、私はその人のやつたことをうそと思うか、うそでないと思うかと言われても、こちらの知らぬこととでありますから、これはどうも申し上げる限りではなかろうと、かように思ふわけであります。

○豊瀬彌一君 それでは問題をしづら
てお尋ねしましよう。先ほど言いまし
たように、西村教育委員長代理は、堤
教育次長が新聞で言つたことは間違
じやありません、経過としてはそういう
ことがあつたでしようと、こうつ
ている。間違いやありませんといふ
こと、堤教育次長がいつたということ
は、変更しないように文部省に再三再
四お願ひいたしましたけれども、白紙
問題を理由に、まかりならぬといふ文
部省職業教育課長のお話でございまし
たということ。そして教育委員長代理
が、経過としてそのことの否定はでき
ませんと、こう議会で答弁した。少な
くとも、県議会で議員が質問をして議事
録に残る問題を、私は文部省を相手に
してそんなうそが言えるとは思いませ
ん。それは、あなたは自分の部下です
から、佐賀県の教育長よりも、初中局
長初め職業課長を御信用なさるのは自
由ですが、新聞記者に大せいの学校や
教員組合の代表がついて行って、その
とおり間違いございませんよといつて
報道している。それを議会で認めたと
いうこの事実は、客観的に見ると、本
委員会の答弁がどうあらうとも、文部
省が、まず第一に、学力テストの不実
施の段階から、県教育委員会に対して
計画変更を強く示唆してきたというこ
とはだれが考えても否定できない事実

です。考へてもじゃない、そら答弁を議会でしておる。そのことをほつきり理解していただきたい。それから次にいうと、新聞にも大きき載りまして、すでに着工しておる写真が載つておったとともに、補助金を変更してきたのだかなら、福田さんも、河上課長も見なかつたとすれば、私もよほどこれはどうかしておると思うのですが、十月一日着工して、しかも土台工事にかかるておる、このことを田中次官、文部省がですよ。県教委から着工したかどうかを全然聞かないということは理解できませんが、こんなひぢやな話が、地方教育委員会といふのはそんな無責任なものだといふ理解ができますか。私の手元には縮図組からもらつてきた設計図も、それからちゃんと契約もありますが、それだけじゃない、すでに十月一日起工したということはちゃんと県議会でも答弁しておる。着工しておるものを見全然着手していませんといつてうそをいつて計画変更をする。こんなことが考えられますが、行政機関同士に。どうも福田さんが強弁しようとも、知らなかつたとすれば、無責任もはなはだしい。予算の支出がすでに行なわれておるのですから、着工といたる事実によつて。私は、ある意味ではね、知つておらなかつたということが問題重大だと思うのです。すでに着工しておる事態を知らないで計画変更に応じたということは、これは次官、この点だけはほつたら、事実としては着工しておるが、それを県教育委員会がいわなかつたが、いったかといふことは別問題として、事実着工しておるものを見ならないで変更したというその責任は免れない

○政府委員(田中啓一君) 私はこの補助金申請の決定にあたりまして、それほど私は事実調べを十分にやつておるとは思いませんし、またやれるとも思ひません。実際に多数ですよ。とにかくまあ小学校幾つありますか、老朽だ、統合だといふようなこと、産振関係もたくさんございます。私は中にはもう機械などを買っておつて、それで補助金当てにして買っておつていうてくるといふようなこともあります。私もはり得ると思つております。ところは、こつちは下からうまでたいてい事実を知つておる人間なんですね。でありますから、今私が、初め中局長が、まあ佐賀県の県議会における教育委員会側の答弁はどうであれ、とにかく自分らは着工の事実といふことです。でありますから、今いふとを聞いたことがないよ、こう言つておるのでありますから、私はやっぱりそうであつたろうと、かように信じております。

○政府委員(田中啓一君) 私はやむを得ぬことだと思っております。

○喜瀬慎一君 そういうばかげたことがあつてもやむを得ない……。

○政府委員(田中啓一君) 私は非常に事が多いので、そつゝ々補助金支出に判は押しておりませんが、かりに私が引き受けでやると——局長もすいぶんやりました。ほかの役所でありますけれども——ますそのよくなものであると私は思つております。だから、必ずしも知らなかつたということはでませんね、責任とまでは思いません。

○豊瀬慎一君 国の予算支出に対しても着工しておるものを見知らないといふことはやむを得ないことであるといふ次官のお考えだけはしかと肝に銘じておきます。次に、佐賀県教委が学力テスト問題で白紙を出したから変更した。この変更の理由について妥当だと思いましたが、あなたたの当初の答弁では、一般的な考えを私はただしたところでは、一般的な考え方はそれは間違いますか。あなたの答弁では、そういうことはあってならないといふ一般的な考えを私はただしたところでは、一般的な考え方はそれは間違つた。この具体的な佐賀県の問題としては正当であるか不適当を欠くか、どういふお考えですか

○政府委員(田中啓一君) 佐賀県の教育委員会の批評は私は差し控えたい、かように存じます。

○豊瀬慎一君 補助費の支出変更が行なわれておる理由についてですよ、其うものを尊重してやることでありますから、その変更の理由というものを私

○政府委員(田中啓一君) それはです。その佐賀県教育委員会の意思といふたの判断を差し控えんならぬといふのはそれはどういうことですか。

は全部が全部追及をして、そうして云ふ理由ならばいいとか悪いとか、そんれ私は追及すべきものとも思つております。でもありますから、今その佐賀県の変更理由でいうことを今私がここで批評をする立場はない、かように思つております。

○豊瀬植一君 次官、勝手なことおっしゃつては困りますよ。ほかにくさん理由があつただらうと思つと、そういう勝手な解釈をしては、この問題に対する本質の理解ができませよ。県の教育長は、はつきりと、これが理由ですと、こう言つているのです。あなたがほかに勝手に理由を捏ねては困りますよ。まずそれが一つ。何度言つてもおわかりにならぬでですね。予備費の支出が十月一日には着工という形で行なわれておつた。これ学力テストで変更された。一般的な助費の支出のあり方としてはそれはましくない。佐賀県教委の問題は差控えたい。一向にあなたの考え方が貫しないような気がするのですが、差し控えたい。どういふのだつたら、だれもさへますと、好ましくないけれども遠慮したい、こういう意味だと理解するのですが、それでよろしいですか。けつてかえるものはおらぬです。差し控えたい、こういう意味だと理解するのですが、それは自主性をある程度傷つけるところが、そこなうことになるから差し控えたい、こういう意味だと私は理解する

るのですが、よろしいのですか、そろ
「一里翠」。

○政府委員(田中啓一君) 実は御質問の要點がはつきりつかめませんが、私が今まで答弁をしたとおりであるわけであります。それからなお明白に変更

理由を具議會で教育委員會側が説明をしておるので、それ以外の理由の動機があろうということを勝手に想像を加えるのはよろしくないというお話をあります、私はあると申したのではありません。あるかもしれませんということを申し上げたのでありますて、佐賀県教育委員会の説明に対する価値判断といふものは差し控えますということを申し上げたのであります。

○政府委員(田中啓一君) 私は認める

が県議会で説明したといふ事実はそれはあるに違ひないのであります。しかし着工とということは実は知らざることであつたわけであります。そらく

○ 豊瀬禎一君 十一月一日に着工をしたという事実はお認めになつた、それが一点。それから変更の理由が白紙提出であつたということをお認めいただいた、これは間違いありませんね。

○ 政府委員(田中啓一君) 認める認めないといふ私は立場にはありません。それは、とにかくあなたが速記録を取つてきておっしゃつておるのでですかね。

○ 豊瀬禎一君 それらを含めての全般的的判断といふのはできませんといふことがあります。

おるところは、国の予算の支出がすでに

実を重大視しておるのであります。これを当該県教委に文部省から調査してもらいたいと思いますが、よろしいですか。

て誤解があつてもいけませんので申し上げておきたいと思いますが、その変更してもらいたいという問題で粗上に上つきましたのは、日にははつきり覚えておりませんけれども、一日じやございませんで、その間に幅がござります。したがつて、その間に着工があつたかどうかわかりませんが、私どもが初めに伺いましたときには、工事の進行は未着手で、原則としてはこれを変更しても差しつかえないのです。

見を第一次的に尊重して変更を認めて

○豊瀬楓一君 誤解はしていません。正解をして、あなたのそいう答弁は、その点は誤解のないように申します。上げておきたいと思います。

る。私の要望のとおり調査して、できるだけ早く、その着工をした、善意か悪意か知りませんが、言わなかつたといたします。理由について明らかにして下さい。それはよろしいですね。どのくらいかかりますか。

○政府委員(福田繁君) 調査することをただいま申し上げたわけでござります。日数はわかりません。

○委員長(北畠教真君) 本日の質疑は

一月十八日本委員会に左の案件を付託
午後一時十九分散会
します。

第一三号 昭和三十七年十一月三十

四日受理
公立文教施設整備に関する請願

紹介議員　寺尾　豊君　百八十名　育委員会内　中内外

昭和三十八年度文教予算を増額して、(一)小、中学校施設基準の改定、(二)建築単価、構造比率を現実に即するよ

(四) 小学校の屋内体育場の建設を国家負担の対象とし、あわせて中学校屋内

体操場の整備促進、(五)統合学校校舎整備促進等の実現を期せられたいとの請願。

第一四号 昭和三十七年十二月二十
四日受理

学校図書館法附則第一項改正等に関する請願

学校規模	乗する数
五学級以下の学校	
六学級から八学級までの学校	
九学級から十四学級までの学校	
十五学級から十七学級までの学校	
十八学級から二十学級までの学校	
二十一学級から二十六学級までの学校	
二十七学級から三十学級までの学校	
三十一学級から三十四学級までの学校	
三十五学級から四十学級までの学校	
四十一学級から四十四学級までの学校	
四五学級以上の学校	
五学級以下の分校の総数に一を乗じて得た数	
五十八学級以上の学校総数に一を乗じて得た数	
六 児童総数に千五百分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）	
第八条を次のように改める。	
第八条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数（以下「中学校教職員定数」といふ。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数に百分の百七を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を標準とする。	
一 学校（分校を除く。）の総数に一を乗じて得た数	
二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数	
乗する数	
四十五	一
四六	二
四七	三
四八	四
四九	五
五〇	六
五一	七
五二	八
五三	九
五四	一〇
五五	一一
五六	一二
五七	一三
五八	一四
五九	一五
六〇	一六
六一	一七
六二	一八
六三	一九
六四	二〇
六五	二一
六六	二二
六七	二三
六八	二四
六九	二五
七〇	二六
七一	二七
七二	二八
七三	二九
七四	三〇
七五	三一
七六	三二
七七	三三
七八	三四
七九	三五
八〇	三六
八一	三七
八二	三八
八三	三九
八四	四〇
八五	四一
八六	四二
八七	四三
八八	四四
八九	四五
九〇	四六
九一	四七
九二	四八
九三	四九
九四	五〇
九五	五一
九六	五二
九七	五三
九八	五四
九九	五五
一〇〇	五六

第十九条 各都道府県ごとの、公立の高等学校及び中学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「高等学校・中学校教職員定数」といふ。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数に百分の百七を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を標準とする。	一 学校（分校を除く。）の総数に一を乗じて得た数
二 小学部の学級総数に一を乗じて得た数	
三 三学級以上の小学部及び中学部の総数に一を乗じて得た数	
四 次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとに、同表の中学校に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数	

部の別

部の規模

乗する数

五学級以下の部	
六学級又は七学級の部	
八学級又は九学級の部	
十学級又は十一学級の部	
十二学級から十四学級までの部	
十五学級又は十六学級の部	
十七学級又は十八学級の部	
十九学級から二十一学級までの部	
二十二学級又は二十三学級の部	
二十四学級又は二十五学級の部	
二十六学級から三十学級までの部	
三十一学級以上の部	

二 三 四 五 六 七 八 九 十 一 二 三 一 十 二 三 一

七 学校総数に一を乗じて得た数

第十条中「次の各号に掲げる者に係るものとしないものとする」を「第一号に掲げる者に係るものとしないものを含まないものとする」とする」に改める。

附則第二項から附則第五項までを次のように改める。

2 昭和三十九年三月三十日までは、第三条第三項中「八人」とあるのは「十人」と読み替え、同条第二項の規定の適用については同号の表によらないで次の表によるものとする。

(昭和三十八年度における学級編成及び教職員定数の標準に関する経過措置)

3 附則第二項に規定する日までは、第三条第四項中「第二項の表」とあり、又は第四条中「同条第二項の表」とあるのは、「附則第二項の表」と読み替えるものとする。

4 附則第二項に規定する日までは、第七条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百三」と読み替え、同条第三号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第四号の規定は適用しないものとする。

中学校	生徒の数
同学年の生徒で編制する学級	四十八人
二の学年の生徒で編制する学級	三十八人
五又は四の学年の生徒で編制する学級	三十人
すべての学年の生徒で編制する学級	二十五人
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十人

中学部

一学級の部	
二学級の部	
三学級の部	
四学級の部	
五学級の部	
六学級の部	
七学級の部	
八学級の部	
九学級の部	
十学級の部	
十一学級の部	
十二学級の部	
十三学級の部	
十四学級の部	
十五学級の部	
十六学級の部	
十七学級の部	
十八学級の部	
十九学級の部	
二十学級の部	

三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七

学校規模	乗する数
六学級以下の学校	一
七学級から十九学級までの学校	二
二十学級から二十八学級までの学校	三
二十九学級から三十七学級までの学校	四
三十八学級から四十四学級までの学校	五
四十五学級以上の学校	六

五 中学部の部の規模が二十学級を超える部の数に十九を乗じて得た数に当該部の学級総数を加えて得た数

六 寄宿舎の数に入を乗じて得た数と、寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数が三十二人を超える場合におけるそのこえる数に四分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）との合計数

学校規模	乗ずる数
一学級の学校	百三
二学級の学校	二十九
三学級の学校	三十一
四学級の学校	三十三
五学級の学校	三十六
六学級の学校	三十八
七学級の学校	三十九
八学級の学校	四十
九学級の学校	四十一
十学級の学校	四十二
十一学級の学校	四十四
十二学級の学校	四十五
十三学級の学校	四十六
十四学級の学校	四十七
十五学級の学校	四十八
十六学級の学校	四十九
十七学級の学校	五十
十八学級の学校	五十一
十九学級の学校	五十二
二十学級の学校	五十三
二十一学級の学校	五十四
二十二学級の学校	五十五
二十三学級の学校	五十六
二十四学級の学校	五十七
二十五学級の学校	五十八
二十六学級の学校	五十九
二十七学級の学校	六十
二十八学級の学校	六十一
二十九学級の学校	六十二
三十学級の学校	六十三

6 附則第二項に規定する日までは、第九条各号に列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百三」と、同条第五号中「十九」とあるのは「十二」と、同条第六号中「三十一」とあるのは「四十八」と、「四分の一」とあるのは「五分の一」と読み替え、同条第四号の規定の適用については同項の表によらないで次の表によるものとする。

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	五学級以下の部	一
	六学級から十学級までの部	二
	十一学級から十五学級までの部	三
	十六学級から二十学級までの部	四
	二十一学級から二十五学級までの部	五
	二十六学級から三十学級までの部	六
	三十一学級以上の部	七
中学部	四学級の部	三
	五学級の部	四
	六学級の部	五
	七学級の部	六
	八学級の部	七
	九学級の部	八
	十学級の部	九
	十一学級の部	十
	十二学級の部	十一
	十三学級の部	十二
	十四学級の部	十三
	十五学級の部	十四
	十六学級の部	十五
	十七学級の部	十六
	十八学級の部	十七
	十九学級の部	十八
	二十学級の部	十九

(昭和三十九年度における学級編成及び教職員定数の標準に関する経過措置)

7 昭和三十九年四月一日から昭和四十一年三月三十日までは、第三条第三項中「八人」とあるのは「九人」と読み替え、同条第二項の規定の適用については同項の表によらないで次の表によるものとする。

10

学校の種類	学級編制の区分	生徒の数									
		一学級の児童又は	四十六人	二十八人	二十二人	十三人	十人	四十六人	二十八人	二十一人	十人
小学校	同学年の児童で編制する学級										
	二の学年の児童で編制する学級										
	三又は四の学年の児童で編制する学級										
	五又はすべての学年の児童で編制する学級										
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級										
中学校	同学年の生徒で編制する学級										
	二の学年の生徒で編制する学級										
	すべての学年の生徒で編制する学級										
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級										

8 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十日までは、第三条第四項中「第一項の表」とあり、又は第四条中「同条第二項の表」とあるのは、「附則第七項の表」と読み替えるものとする。

9 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十日までは、第七条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百四」と読み替え、同条第三号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第四号の規定は適用しないものとする。

学校規模

乗ずる数

一 八 七 六 五 四 三 二 一

「百分の百七」とあるのは「百分の百四」と、同条第三号中「二十一」とあるのは「十七」と読み替え、同条第二号の規定の適用については同号の表によらないで次の表によるものとする。

学校規模

乗ずる数

三 四 五 六 七 八

11

部の別	部の規模	生徒の数									
		七学級の学校	八学級の学校	九学級の学校	十学級の学校	十一学級の学校	十二学級の学校	十三学級の学校	十四学級の学校	十五学級の学校	十六学級の学校
小学部	五学級以下の部	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八
	六学級以下の部	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六
	七学級から十二学級までの部	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四
	八学級からの部	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
	九学級からの部	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
	十学級からの部	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
	十一学級からの部	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
	十二学級からの部	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
	十三学級からの部	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
	十四学級からの部	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
	十五学級からの部	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
	十六学級からの部	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
	十七学級からの部	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
	十八学級からの部	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七

(昭和四十年度における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過措置)
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までは、第三条第三項中「八人」とあるのは「九人」と読み替え、同条第二項の規定の適用については同項の表によらないで次の表によるものとする。

三十	三十二	三十三	三十五	三十六	三十八	四十	四十一	四十三	四十四	四十六
二十学級の学校	二十一学級の学校	二十二学級の学校	二十三学級の学校	二十四学級の学校	二十五学級の学校	二十六学級の学校	二十七学級の学校	二十八学級の学校	二十九学級の学校	三十学級の学校
二十一学級の学校	二十二学級の学校	二十三学級の学校	二十四学級の学校	二十五学級の学校	二十六学級の学校	二十七学級の学校	二十八学級の学校	二十九学級の学校	三十学級の学校	
二十二学級の学校	二十三学級の学校	二十四学級の学校	二十五学級の学校	二十六学級の学校	二十七学級の学校	二十八学級の学校	二十九学級の学校	三十学級の学校		
二十三学級の部	二十四学級の部	十五学級の部	十六学級の部	十七学級の部	十八学級の部	十九学級の部	二十学級の部			

二十二	二十三	二十五	二十六	二十八	三十	三十二	三十四
十三学級の部	十四学級の部	十五学級の部	十六学級の部	十七学級の部	十八学級の部	十九学級の部	二十学級の部
十四学級の部	十五学級の部	十六学級の部	十七学級の部	十八学級の部	十九学級の部	二十学級の部	
十五学級の部	十六学級の部	十七学級の部	十八学級の部	十九学級の部	二十学級の部		
十六学級の部	十七学級の部	十八学級の部	十九学級の部	二十学級の部			
十七学級の部	十八学級の部	十九学級の部	二十学級の部				
十八学級の部	十九学級の部	二十学級の部					
十九学級の部	二十学級の部						
二十学級の部							

17

(昭和四十一年度における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過措置)
昭和四十一年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までは、第三条第二項の規定の適用については同項の表によらないで次の表によるものとする。

18

昭和四十一年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までは、第三条第四項中「第二項の表」とある。又は第四条中「同条第二項の表」とあるのは、「附則第十七項の表」と読み替えるものとする。

19

昭和四十一年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までは、第七条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と読み替え、同条第三号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第四号の規定は適用しないものとする。

部の別	部の規模	乗ずる数								
中学部	六学級以下の部	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
	七学級から十学級までの部	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
	十一学級から十三学級までの部	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
	十四学級から十六学級までの部	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一
	十七学級から十九学級までの部	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
	二十学級から二十三学級までの部	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三
	二十四学級から二十六学級までの部	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四
	二十七学級から三十学級までの部	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五
	三十一学級以上の部	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六

学校の種類	学級編制の区分	生徒の数	生徒の数	生徒の数	生徒の数	生徒の数	生徒の数	生徒の数	生徒の数	生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	一学級の児童又は	四十人	四十二人	四十四人	四十六人	四十八人	五十人	五十二人	五十四人
	二の学年の児童で編制する学級	二の学年の児童で編制する学級	二十二人	二十三人	二十四人	二十五人	二十六人	二十七人	二十八人	二十九人
	三又は四の学年の児童で編制する学級	三又は四の学年の児童で編制する学級	二十一人	二十二人	二十三人	二十四人	二十五人	二十六人	二十七人	二十八人
	五又はすべての学年の児童で編制する学級	五又はすべての学年の児童で編制する学級	二十一人	二十二人	二十三人	二十四人	二十五人	二十六人	二十七人	二十八人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十七人	十八人	十九人	二十人	二十一人	二十二人	二十三人	二十四人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	同学年の生徒で編制する学級	四十二人	四十三人	四十四人	四十五人	四十六人	四十七人	四十八人	四十九人
	二の学年の生徒で編制する学級	二の学年の生徒で編制する学級	二十二人	二十三人	二十四人	二十五人	二十六人	二十七人	二十八人	二十九人
	すべての学年の生徒で編制する学級	すべての学年の生徒で編制する学級	十七人	十八人	十九人	二十人	二十一人	二十二人	二十三人	二十四人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十七人	十八人	十九人	二十人	二十一人	二十二人	二十三人	二十四人
高等学校	五学級以下の学校	五学級以下の学校	二十一人	二十二人	二十三人	二十四人	二十五人	二十六人	二十七人	二十八人
	六学級から十学級までの学校	六学級から十学級までの学校	二十二人	二十三人	二十四人	二十五人	二十六人	二十七人	二十八人	二十九人
	十一学級から十五学級までの学校	十一学級から十五学級までの学校	二十三人	二十四人	二十五人	二十六人	二十七人	二十八人	二十九人	三十人
	十六学級から十九学級までの学校	十六学級から十九学級までの学校	二十四人	二十五人	二十六人	二十七人	二十八人	二十九人	三十人	三十一人
	二十学級から二十三学級までの学校	二十学級から二十三学級までの学校	二十五人	二十六人	二十七人	二十八人	二十九人	三十人	三十一人	三十二人
	二十四学級から二十八学級までの学校	二十四学級から二十八学級までの学校	二十六人	二十七人	二十八人	二十九人	三十人	三十一人	三十二人	三十三人
	二十九学級から三十三学級までの学校	二十九学級から三十三学級までの学校	二十七人	二十八人	二十九人	三十人	三十一人	三十二人	三十三人	三十四人

三十四学級から三十七学級までの学校
三十八学級から四十学級までの学校
四十一学級から四十四学級までの学校
四十五学級以上の学校

20 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日までは、第八条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と、同条第三号中「二十一」とあるのは「二十」と読み替え、同条第二号の規定の適用については同号の表によらないで次の表によるものとする。

学校規模	乗する数
一学級の学校	一
二学級の学校	二
三学級の学校	三
四学級の学校	四
五学級の学校	五
六学級の学校	六
七学級の学校	七
八学級の学校	八
九学級の学校	九
十学級の学校	十
十一学級の学校	十一
十二学級の学校	十二
十三学級の学校	十三
十四学級の学校	十四
十五学級の学校	十五
十六学級の学校	十六
十七学級の学校	十七
十八学級の学校	十八
十九学級の学校	十九
二十学級の学校	二十
二十一学級の学校	二十一
二十二学級の学校	二十二
二十三学級の学校	二十三
二十四学級の学校	二十四
二十五学級の学校	二十五
二十六学級の学校	二十六
二十七学級の学校	二十七
二十八学級の学校	二十八
二十九学級の学校	二十九
三十学級の学校	三十
三十一学級の学校	三十一
三十二学級の学校	三十二
三十三学級の学校	三十三
三十四学級の学校	三十四
三十五学級の学校	三十五
三十六学級の学校	三十六
三十七学級の学校	三十七
三十八学級の学校	三十八
三十九学級の学校	三十九
四十学級の学校	四十
四十一学級の学校	四十一
四十二学級の学校	四十二
四十三学級の学校	四十三
四十四学級の学校	四十四
四十五学級の学校	四十五
四十六学級の学校	四十六
四十七学級の学校	四十七

21 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日までは、第九条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と、同条第五号中「十九」とあるのは「十七」と、同条第六号中「三十二」とあるのは「四十」と読み替え、同条第四号の規定の適用については同号の表によらないで次の表によるものとする。

部の別	乗する数
小学部	
五学級以下の部	
六学級から入学級までの部	
九学級から十一学級までの部	
十二学級又は十三学級の部	
十四学級から十六学級までの部	
十七学級から十九学級までの部	
二十学級から二十二学級までの部	
二十三学級又は二十四学級の部	
二十五学級又は二十六学級の部	
二十七学級から三十学級までの部	
三十二学級以上の部	
中学部	
一学級の部	
二学級の部	
三学級の部	
四学級の部	
五学級の部	
六学級の部	
七学級の部	
八学級の部	
九学級の部	
十学級の部	
十一学級の部	
十二学級の部	
十三学級の部	
十四学級の部	
十五学級の部	
十六学級の部	
十七学級の部	
十八学級の部	
十九学級の部	
二十学級の部	
二十一学級の部	
二十二学級の部	
二十三学級の部	
二十四学級の部	
二十五学級の部	
二十六学級の部	
二十七学級の部	
二十八学級の部	
二十九学級の部	
三十学級の部	
三十一学級の部	
三十二学級の部	
三十三学級の部	
三十四学級の部	
三十五学級の部	

(教職員の前年度における定数が標準定数をこえる場合の経過措置)

22 都道府県の教育委員会は、昭和四十二年三月三十一日までは、毎学年、当該都道府県内の公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定める場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十一条)第四十一条第一項の条例において定められた昭和三十八年から昭和四十一年までの各年の三月三十日に終わる学年に係る当該都道府県内の公立の小学校又は中学校のそれぞれの教職員の定数(以下「前年度における定数」という。)が第七条若しくは附則第四項、附則第九項、附則第十項若しくは附則第十九項又は第八項若しくは附則第五項、附則第十項若しくは附則第十五項若しくは附則第二十項の規定により算出した数をこえるときは、当該一学級の児童又は生徒の数の基準が第三条第二項の表の下欄に掲げる数を下ることとなる限りにおいて、小学校教職員定数又は中学校教職員定数の標準となるべき数が当該前年度における定数に達するまで、学級規模の適正化を行なうものとする。

附 則

(施行期日)
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 都道府県の教育委員会は、昭和三十八年四月一日に始まる学年の公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「法」という。)第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。)の一学級の児童又は生徒の数の基準を定める場合には、昭和三十八年四月一日前に改正後の法第四条及び改正後の法附則第三項の規定による文部大臣の承認を得ることができる。

本案施行に要する経費としては、昭和三十八年度においては約四千八百五千万円の見込みである。

二月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、宗教法人立幼稚園の取扱い等に関する請願(第二十九号)
一、高校全入及び義務教育無償等に関する請願(第三五号)

日本国憲法は、子供達の義務教育を國家が無償で、保障することを明示しており、教育基本法は、「すべての国民はひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えてられなければならぬ」と教育の機会均等を定めている。

しかるに実情は、自治省調べによつても昭和三十五年度の税外負担は、総額三百五十四億円で、うち教育費関係が二百四十五億円といふ三分の二以上の多額を占め、教育費の父母負担は年々増加の一途をたどつてゐる。また、昭和三十八年から同四十年は高等学校進学予定者が激増することになつてゐるにもかかわらず、高校進学希望者の全員入学対策はおろか高校急増対策も遅々として進まず多くの中学生浪人を生じ、この問題解決のため、(一)進学希望者が全員入学できるよう高校の施設

の教育上宗教情操教育の場として、内容充実とともに形式上にも実備わる現状を恒久的に認めるべきであるから、宗教法人立幼稚園は、これを恒久的施設と認め、立法処置を講ぜられたい。また、元宗教法人立にして、既に解散の場合、その残余財産を元の宗教法人にもどす立法処置を講ぜられたいとの請願。

第三四五号 昭和三十八年一月二十日受理

二日開催

第三四五号 昭和三十八年一月二十日受理

債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 振興会は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十一年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一号）第三百九条から第三百十一号までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第三十四条の二 振興会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

第七章第四十一条第五号中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同章を第八章とし、第六章の次に第一章を加える。

第七章 雜則

（大蔵大臣との協議）

第三十九条の二 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五条第四項、第二十二条第一項、第二项、第二十四条第一項、第二十七条、第二十八条第一項、第三十条、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十四条の二の規定による認可をしようとするとき。

ほんと手がつけられない有様

二 第三十二条第一項の規定による承認をしようとするとき。

附則 第六項中「因つて」を「よつて」に改める。

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の私立学校振興会法第三十九条の二第二号の規定は、施行日の属する事業年度の財務諸表に係る承認から適用する。

3 二月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（第四四五号）（第四七二号）（第五〇四号）

一、平城宮等埋蔵文化財保護に関する請願（第五〇九号）

一、文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（第五五六号）（第五七九号）

一、文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（第五五六号）（第五七九号）

一、文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（二通）

一、文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（二通）

一、文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（二通）

一、文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（二通）

一、文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（二通）

一、文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（二通）

で、このまま推移するとわが国の貴重な多くの有形文化財の損傷滅亡は明らかであり、文化財保護上きわめて憂慮にたえないところである。しかもこれ等文化財を所有し管理する全国多くの社寺等では、虫害の被害に気づいても財源難のため、根本的な調査及び対策に着手実行し得ない実情であつて、

國の指導援助を熱望している次第であるから、すみやかに根本的な総合方策を樹立し、この部門における学術研究の推進、調査の徹底を期するとともに、該当文化財についての虫害等の駆除予防に必要な予算を計上し、公私を十分活用して有効適切な施策を講ぜられたいとの請願。

二月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（二通）

第五〇九号 昭和三十八年一月二十日受理

五百九十三名

紹介議員 岡田 宗司君
請願者 東京都杉並区西高井戸一ノ八三 大谷テル外

一ノ八三 大谷テル外

文化財に対する虫害の駆除予防に関する請願（二通）

見晴夫外二十五名

紹介議員 北畠 教真君
請願者 内福岡県神社社内淨

七九号 昭和三十八年一月三十日受理

昭和三十八年二月十八日印刷

昭和三十八年二月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局